

## 都市の低炭素化の促進に関する法律

(平成24.9.5) 最近改正 令和3.5.10 法31号

### 1. 低炭素まちづくり計画（第7条）

市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の区域（都市計画法に規定する市街化区域の区域（区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域にあっては、用途地域が定められている土地の区域。「市街化区域等」という。）に限る。）であって都市の低炭素化の促進に関する施策を総合的に推進することが効果的であると認められるものについて、低炭素まちづくり計画を作成することができます。

### 2. 樹木等管理協定

#### （1）樹木等管理協定の締結等（第38条）

低炭素まちづくり計画に第7条第3項第4号に掲げる事項が記載されているときは、市町村又は都市緑地法の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人は、当該事項に係る樹木保全推進区域内の保全樹木等基準に該当する樹木又は樹林地等を保全するため、当該樹木又は樹林地等の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者と次に掲げる事項を定めた協定（以下「樹木等管理協定」という。）を締結して、当該樹木又は樹林地等の管理を行うことができます。

- I 樹木等管理協定の目的となる樹木（以下「協定樹木」という。）又は樹林地等の区域（以下「協定区域」という。）
  - II 協定樹木又は協定区域内の樹林地等（以下この条「協定樹木等」という。）の管理の方法に関する事項
  - III 協定樹木等の保全に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあっては、当該施設の整備に関する事項
  - IV 樹木等管理協定の有効期間
  - V 樹木等管理協定に違反した場合の措置
- 2 樹木等管理協定については、協定樹木等の所有者等の全員の合意がなければなりません。
- 3 樹木等管理協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければなりません。
- I 都市緑地法第4条第1項に規定する基本計画との調和が保たれ、かつ、低炭素まちづくり計画に記載された第7条第2項第2号ニに掲げる事項に適合するものであること。
  - II 協定樹木等の利用を不当に制限するものでないこと。
  - III 第1項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 4 第1項の緑地保全・緑化推進法人が樹木等管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければなりません。

#### （2）制限の内容（樹木等管理協定の効力 第43条）

公告のあった樹木等管理協定は、その公告のあった後において当該樹木等管理協定に係る協定樹木等の所有者等となった者に対しても、その効力があります。